

補助金適正化法の考え方について
(令和2年11月27日 史跡・埋蔵文化財担当者会議資料)

文化庁文化財第二課

史跡等購入費国庫補助事業で買上げた土地を整備・活用する場合に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という）第22条の規定との関係が問題となる場合がある。

本資料では、史跡等購入費国庫補助事業で買上げた土地の適切な整備・活用に資することを目的とし、当該論点についての考え方を解説する。

1. 補助金適正化法について

まず、補助金等適正化法の規定について、主に史跡等購入費国庫補助事業と関係のあるものについて説明する。

(1) 補助金等の交付の条件

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げ

るものではない。

- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

本条は、補助金の交付決定を行う場合に附すべき補助条件について規定したものであり、第1項で必要的補助条件について規定し、第2項で収益納付の条件、第3項でその他の任意的補助条件について規定している。

本条第3項により、各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができることとなっている。

文化財保存事業費関係補助金交付要綱第4条において、以下のとおり、交付の条件が定められており、史跡等購入費国庫補助事業にも適用されている。

なお、史跡等購入費国庫補助事業のみに附す条件として、(22)に、「補助事業者は、当該補助事業により取得した土地についての保存に適した整備を行わなければならないこと。」が規定されている。

○文化財保存事業費関係補助金交付要綱

(交付の条件)

第4条 補助金の交付の決定に当たっては、長官（第5号、第13号及び第14号に係るものにあつては長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会）は、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があつた場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。

(9) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用材等の売払代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

(10)～(21) (略)

※特殊条件

(史跡等土地買上げ等の場合)

(22) 補助事業者は、当該補助事業により取得した土地についての保存に適した整備を行わなければならないこと。

(2) 財産処分の制限

(財産の処分の制限)

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

本条は、補助事業等による取得財産等の処分制限について規定したものである。補助金等適正化法では、補助目的の完全達成を図るため、原則として交付行政庁の承認を受けずに、補助事業者等が補助目的に反する取得財産等の使用、譲渡等の処分を行うことを禁止している。

物件購入等に係る補助金等にあつては、単に資金を目的どおり消費した事実をもって補助目的を達成したと考えることはできず、補助金等の資金価値が転換されたアウトプットが事後引き続き当初の目的どおり使用されなければ、補助金等交付の本来目的は完全に達成しえないものというべきだからである。

①政令で定める財産

ただし、補助目的達成上あまり重要性を持たない財産についてまですべて処分制限の対象とする必要性は実務的にも煩雑であり、財産的価値の低いものについてまで細かな規制を加えることは資金的なロスを招く恐れがあるため、補助目的達成上重要性を持つと思われる比較的財産価値の高い一定の財産に限定している。

補助金等適正化法施行令第13条では、処分制限財産の範囲を次のように定めている。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二條に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると

認めて定めるもの

第4号及び第5号については、文部科学省では「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年三月二十五日文部科学省告示第五十三号）」で以下のとおり定められている。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101/s001.pdf)

- ・第4号に規定する財産：補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のもの
- ・第5号に規定する財産：補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産（補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。）で取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のもの

補助金等適正化法施行令第13条第1号に不動産が規定されており、史跡等購入費国庫補助事業で公有化した土地については、当然、処分を制限する財産に該当する。なお、国庫補助事業で公有化した土地の管理行為により生じた間伐材等については、土地から離れた動産であるため、同法同条に規定する「財産」に当たらない。ただし、史跡等購入費国庫補助事業により土地を取得した際に、土地とは別に、立木の取得そのものに補助金を支払っている場合には、補助金等適正化法施行令第13条第5号に規定する財産に当たる可能性があり、伐採等の処分に当たり文部科学大臣の承認が必要になる可能性がある。

(⇒「2. 具体的事例とQA」(1) Q1参照)

②補助金等の交付の目的

補助金等の交付の目的に適合する限り、補助事業者等は補助事業等による取得した財産について、使用等の処分を行うことができる。

この点、史跡等購入費国庫補助事業の交付の目的は、補助要項において、「文化財保護法…の規定により指定…された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存のため」と規定されている。また、前述のとおり、補助条件として、「補助事業者は、当該補助事業により取得した土地についての保存に適した整備を行わなければならないこと。」と規定されている。このため、史跡等購入費国庫補助事業で公有化した土地については、これらの目的に適合する範囲で使用等を行う必要がある。

史跡等の保存という目的に適合した使用等かどうかについては、個々の史跡等の性質に応じて検討されることが必要である。その際、当該史跡等の保存活用計画や整備計画を踏まえることが必要であるとともに、整備に関する一般的な考え方については、

「史跡整備の手引き」（史跡等整備の在り方に関する調査研究会・文化庁文化財部記念物課）の内容を参照することが適当である。また、史跡等購入費国庫補助金の申請時の買い上げ目的についても踏まえる必要がある。

なお、現状変更許可が必要な場合、史跡等の保存という目的に適合した使用等かどうかという判断は、現状変更の許可の可否の判断と共通する部分が多く、一体として検討されることが必要である。

（⇒「2. 具体的事例とQ A」Q 4・5・6・13・14参照）

③目的外使用が認められる場合

補助金等の交付の目的に反する場合であっても、次の要件を満たす場合には、補助事業等により取得等した財産について、補助事業者等において他目的使用（転用）、譲渡、貸付等の処分を行うことができるとされている。

（ア）各省各庁の長の承認を受けた場合

第1は、その処分についてあらかじめ「各省各庁の長の承認を受け」る場合である。

例えば、補助金の交付を受けて建設された小学校等が児童数の減少により廃校になった場合、資源の効率的利用の観点から、文部科学大臣の承認を受けて、他の用途に転用する取組が行われている。

ただし、史跡等に指定された土地については、社会状況の変化等により史跡としての価値が失われることは想定しにくいいため、史跡等購入費国庫補助事業で公有化された土地について、文部科学大臣の承認を受けて転用することは一般的に考えにくい。

なお、災害時等緊急の場合に史跡指定地を避難用に使用するケース等は、緊急避難的な目的外使用であることに鑑み、交付行政庁の承認は要しないものとされている（全訂新版増補第2版「補助金適正化法解説 補助金行政の法理と実務」小滝敏之著302頁）。

（イ）政令で定める場合

第2は、「政令で定める場合」であり、具体的には補助金適正化法施行令第14条に次のとおり規定されている。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定

める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

第1号の補助金等相当額の国庫納付があった場合には、結果的に取得財産は補助事業者等の自己負担において取得したものとみなされるため、処分制限は解除することとされている。ただ、この場合にも、史跡指定地であることにより、文化財保護法上の現状変更の制限等が引き続き生じることは言うまでもない。

第2号の期間を経過した取得財産については、物理的価値は残存しても経済的使用価値は消滅したとみなされ、処分制限を解除することが適当であると考えられる場合である。具体的な処分制限期間は上述の「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年三月二十五日文部科学省告示第五十三号）」の別表で定められているが、「土地」については処分制限期間は定められておらず、一定期間が経過したことをもって処分制限が解除されることはない。

④使用等により収益が生じた場合の取り扱い

なお、補助金等の交付の目的に適合した使用により、一定の収益が生じた場合の取扱いについて説明する。

補助金等適正化法第7条第2項には、「各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。」と定められているが、史跡等購入費国庫補助について当該要件は定められていない。従って、史跡等購入費国庫補助事業により公有化された土地について、史跡等の保存という補助目的に適合した使用により収益が生じた場合その用途については制限されていない。

なお、収益を史跡の保存に充てるという前提であれば、すべからく補助金の交付の目的に適合した使用等になるわけではなく、あくまで、使用等の内容が史跡等の保存という目的を達成することになるかどうかで判断することが必要である。

また、例外的なケースであるが、以下の場合には、生じた収益についての用途の限定や国庫納付が義務付けられている。

(ア) 補助事業の遂行により生じた収益の場合

文化財保存事業費関係補助金交付要綱第4条(9)において、「補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用材等の売払代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。」と規定されている。

具体的には、「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助事業」等の補助を受けて、史跡整備のために木竹を伐採する場合に、これより生じた木材を販売等して生じる収益については、交付要綱第4条（9）に規定する「補助事業の遂行により生ずる収入金」に当たり、当該補助事業の経費に充てなければならないこととされている。

（イ）目的外使用として各省各庁の長の承認を受けた場合

前述のとおり、史跡等購入費国庫補助事業により土地を取得した際に、土地とは別に、立木の取得そのものに補助金を支払っている場合には、補助金等適正化法施行令第13条第5号に規定する財産に当たる可能性があり、伐採等の処分に当たり文部科学大臣の承認が必要になる可能性がある。この承認を受けて処分した場合には、文化財保存事業費関係補助金交付要綱第4号（7）により、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することが必要である。

2. 具体的事例とQA

史跡等購入費国庫補助事業で買上げた土地において実施される各種の行為について、補助金等適正化法第22条に抵触するかどうかについて、自治体より事前質問があった事項について回答をまとめた。

（1）間伐材等の活用

Q1. 史跡指定地内の樹木を間伐し、生じた間伐材を加工販売することは補助金等適正化法第22条に抵触するか。

また、処分費用を軽減するため、木材としてではなく、パルプ材やバイオ燃料材として処分することはどうか。

A. まず、史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地において、指定地の管理・整備のために樹木の伐採等を行うことは、補助金適正化法第22条に規定する補助金等交付の目的に反した使用には当たりません。さらに、間伐材等は土地から離れた動産であるため、同法同条に規定する「財産」に当たりません。このため、当該間伐材等を加工・販売する行為については、同法同条に規定する補助金等交付の目的に反した財産処分には該当せず、補助金等適正化法による制限は適用されません。

（※ただし、史跡等購入費国庫補助事業により土地を取得した際に、土地と一体として取得した場合ではなく、土地とは別に、立木の取得そのものに補助金を支払っているが入っている場合には、伐採に当たり文部科学大臣の承認が必要になる可能性がありますので、事前に御相談ください。）

（※また、伐採が、国の補助金を受けて実施されるのであれば（保存活用を目的とした史跡の整備に対しては、「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助事業」による補助が可能）、これより生じた木材を加工・販売することについては、交付要綱

第4条(9)に規定する「補助事業の遂行により生ずる収入金」に当たり、当該補助事業の経費に充てなければならないこととされています。)

Q2. 史跡指定地内で有害鳥獣として捕獲されたイノシシ等を資源化し販売することは、補助金等適正化法第22条に抵触するか。

A. まず、史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地において、有害鳥獣の捕獲を行うことは、補助金適正化法第22条に規定する補助金等交付の目的に反した使用には当たりません。さらに、捕獲した動物は土地から離れた動産であるため、同法同条に規定する「財産」に当たりません。このため、当該動物を加工・販売する行為については、同法同条に規定する補助金等交付の目的に反した財産処分には該当せず、補助金等適正化法による制限は適用されません。

Q3. 史跡整備時に植栽された果樹の果実が落下し、放置された結果、腐敗することで史跡散策環境が悪化することを防ぐため、事前採集をした果実を販売することは、補助金等適正化法第22条に抵触するか。

A. まず、史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地において、指定地の管理のため、史跡整備時に植栽された樹木の果実の事前採取を行うことは、補助金適正化法第22条に規定する補助金等交付の目的に反した使用には当たりません。さらに、果実は土地から離れた動産であるため、同法同条に規定する「財産」に当たりません。このため、当該果実を販売する行為については、同法同条に規定する補助金等交付の目的に反した財産処分には該当せず、補助金等適正化法による制限は適用されません。

(2) 施設の設置

Q4. 史跡指定地内で、物販や軽食提供を伴う施設の建設とその営業を行うことは、補助金等適正化法第22条に抵触するか。なお、官営・公設民営・民設民営(PFI等)の場合で判断は異なるのか。

A. 指定地内における施設の設置については、当該施設の設置が史跡の保存に適した整備に当たるかという点について検討が必要であり、これは、現状変更の許可の可否の判断とほぼ重なります。史跡等に関する施設の設置の基本的な考え方については、上述の「史跡整備の手引き」【計画編】第4章第3節に記載されていますのでご参照ください。なお、具体的な判断にあたっては、史跡の保存活用計画や整備計画に適合したものであるかを踏まえ、個別に検討される必要があります。

なお、具体的なケースにもよりますが、一般的に、主体が自治体直営か、公設民営か、民設民営かどうかによって考え方が異なるものではないと考えます。

Q 5. 史跡指定地内に、史跡の普及や、地域の歴史性の高い作物作り等に関する講座や研修を行うための施設を整備することは、補助金等適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 指定地内における施設の設置については、当該施設の設置が史跡の保存に適した整備に当たるかという点について検討が必要であり、これは、現状変更の許可の可否の判断とほぼ重なります。史跡等に関する施設の設置の基本的な考え方については、上述の「史跡整備の手引き」【計画編】第 4 章第 3 節に記載されていますのでご参照ください。なお、具体的な判断にあたっては、史跡の保存活用計画や整備計画に適合したものであるかを踏まえ、個別に検討される必要がありますが、一般的に、史跡との関連性の薄い施設を指定地に設置することは想定されていません。

Q 6. 施設の利用料を史跡の保存・管理の財源とすることを目的として、史跡指定地内に多目的施設を整備することは、補助金等適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 収益を史跡の保存に充てるという前提であれば、すべからく補助金の交付の目的に適合した使用等になるわけではなく、あくまで、使用等の内容が史跡等の保存という目的を達成することになるかどうかで判断することが必要です。

史跡指定地内での施設の設置に関する考え方については、Q 5、6 を参照ください。

(3) 駐車場としての利用

Q 7. 車社会が進んだ現状に合わせて、史跡の整備計画を見直し、史跡利用者向けの駐車場の整備を行い、史跡管理協力金として駐車場利用者から利用料を徴収する行為は補助金等適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 史跡指定地における駐車場の設置については、上述の「史跡整備の手引き」【計画編】第 4 章第 3 節 3 (6) に考え方が示されており、補助金の交付の目的に適合した使用に該当するためには、当該要件を満たすとともに、補助金申請時の買い上げ目的等に抵触しないこと等が必要です。なお、その際に利用者から利用料を徴収することは、補助金等適正化法に抵触しません。

(参考)

史跡整備の手引き【計画編】
第 4 章第 3 節 3

(6) その他の施設のうち「駐車場」の設置については、原則として指定地外とすること。

ただし、次の5つの条件を満たすものについては「史跡等活用専用駐車場」として必要最小限の規模で、指定地内に例外的に認めることがある。

5つの条件とは、①史跡等の面積が広大な場合又は隣接地に用地の確保が困難な場合で、指定地内に駐車場がないと活用上著しい支障が生じると判断されること、②史跡等の全体及びその周辺を含む適正な保存管理計画及び整備活用計画が策定されていること、③特に整備活用計画において「史跡等活用専用駐車場」を計画する場合には、周辺の交通体系、土地利用の在り方等をも視野に入れた適正な計画であること、④外形的に史跡等活用専用であることが明確になっており、かつ史跡等活用専用として運用されること、⑤「史跡等活用専用駐車場」の規模・形態・位置等については、文化財保護法に基づき現状変更等の許可が可能な範囲内であること、である。

Q 8. 史跡利用者の利便性向上のために開放している多目的広場において、史跡利用者以外の長時間無断占有を防止するため、多目的広場占用料として利用料を徴収し、管理費の軽減を図るため、自動化された管理機器を設置し管理する行為は補助金等適正化法第22条に抵触するか。

A. 史跡指定地である多目的広場の利用料を徴収することについては補助金等適正化法に抵触するものではありませんが、管理機器の設置等により、実質的に駐車場として機能する場合には、Q 7の回答で言及した「史跡等活用専用駐車場」の要件等を満たすことが必要であると考えます。

(4) 一時的な利用

Q 9. 近隣の学校等が教育活動（体育や部活動等）に使用すること、地域の団体等が実施するスポーツ大会、フリーマーケット等のイベントに使用すること、防災訓練、避難所設置等を行うことなど、直接史跡と関係ない用途で一時的に利用することは、補助金等適正化法第22条に抵触するか。

A. 現状変更等を伴わない一時的な利用であって、地域活性化等の公益に資する用に供する場合には、目的外の使用であっても、文部科学大臣の承認は必要ありません。なお、一時利用する場所については、史跡の保存活用計画や整備計画に抵触しないよう配慮される必要があります。

(5) 指定管理者等による管理

Q 10. 自治体の公園部局に管理を移管し都市公園とすること、史跡公園の管理に指定管理制度を導入し、財団法人を含む民間業者に管理させることは適正化法第22条

に抵触するか。

A. 史跡公園として適切に活用されるのであれば、公園部局による管理や指定管理者による管理であることをもって、補助金等適正化法に抵触することにはなりません。

Q 1 1. 史跡整備までの間、自治体の監理のもとに未整備地を市民が管理・活用し、自治体等が利用料を徴収することは、適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 市民が管理・活用することをもって補助金等適正化法に抵触することにはなりません。補助金等の交付の目的に適合する使用に当たるかどうかは、具体的な活用の方法により判断することが必要です。なお、補助金等の交付の目的に適合する使用の範囲内で、利用者から利用料を徴収することは、補助金等適正化法に抵触しません。

(6) その他

Q 1 2. 現状変更にあたらない形で、史跡見学・利用者の便に供するため、地方自治法や都市公園法（関係法令を含む）に基づき、キッチンカーやテント等で飲食物、土産物等の販売、自動販売機の設置について許可を行い、使用料を徴収することは、適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 史跡見学・利用者の便に供する目的で史跡指定地内において物販を行う行為は、補助金等適正化法に抵触するものではないと考えられます。なお、当該物販を行う場所については、史跡の保存活用計画や整備計画に抵触しないよう配慮される必要があります。また、当該行為を行う者から使用料を徴収することについては、補助金等適正化法に抵触しません。

Q 1 3. 空閑地の管理を目的とした草花の植栽、栽培及びその販売は補助金等適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 空閑地の管理を目的とした草花の植栽、栽培が史跡の保存に適した整備に当たるかという点について検討が必要であり、これは、現状変更の許可の可否の判断とほぼ重なります。なお、具体的な判断にあたっては、史跡の保存活用計画や整備計画に適合したものであるかを踏まえ、個別に検討される必要があります。

なお、販売については、Q 1 と同様、採取した草花等は土地から離れた動産であるため、同法同条に規定する「財産」に当たらず、販売する行為については、同法同条に規定する補助金等交付の目的に反した財産処分には該当せず、補助金等適正化法に

よる制限は適用されません。

Q 1 4. 以前より事実上近隣住民の生活通路となっている園路ではない通路について、防犯対策のために街灯等を設置することは適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 街灯等の設置が史跡の保存に適した整備に当たるかという点について検討が必要であり、これは、現状変更の許可の可否の判断とほぼ重なります。なお、具体的な判断にあたっては、個々の史跡の性質や事情を踏まえ、個別に検討される必要があります。

Q 1 5. 公有化した土地を、行政の関知しないところで他人が使用していること（例えば勝手に車両を駐車するなど）、境界杭が打設されていないこと、草木が生い茂るような状態にしておくことは適正化法第 22 条に抵触するか。

A. 補助金等適正化法上の論点という以前に、史跡の所有者及び管理団体は、文化財保護法の規定に基づき、史跡指定地について適正に管理する義務があるため、適切な状態とは言えません。

Q 1 6. かつて耕作地として使用されていた指定地を公有化し、当該土地を再び耕作地として再興し、他者へ貸出して利用料を徴収することは、適正化法第 22 条に抵触するか。

A. かつての土地利用を再現する目的で、史跡整備の一環で指定地を耕作地にする（例：弥生時代の遺跡で水田を整備する）場合等であれば、史跡の保存活用計画や整備計画に適合したものであれば、史跡の保存に適した整備であり、史跡の保存という補助金の交付の目的に適合する使用であると考えられます。その際、使用者から利用料を徴収することについては、補助金等適正化法に抵触しません。